

# 岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画

平成28年 3 月

岡 山 県

## 目 次

第 1	計画策定の趣旨等	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の基本的な考え方	2
第 2	県の状況と課題等	2
1	海岸等の特徴	2
2	海岸漂着物の状況と課題	5
3	漂流ごみの状況と課題	6
4	海底ごみの状況と課題	6
5	発生抑制の取組と課題	7
第 3	基本方針	8
第 4	重点区域の設定	9
1	基本方針	9
2	設定基準	9
第 5	海岸漂着物等の対策	10
1	円滑な回収・処理の推進	10
2	発生抑制の推進	11
3	多様な主体との役割分担と連携の確保	13
第 6	その他対策の推進に必要な事項	14
1	地域計画の推進体制	14
2	モニタリングの実施等	14
3	災害等における対応	14
4	計画の見直し	14
【資料】		
1	瀬戸内海国立公園の状況	15
2	自然海浜保全地区	15
3	重点区域図	15
4	特に対策を推進する区域一覧	26

## 第1 計画策定の趣旨等

### 1 計画策定の背景と目的

本県の沿岸は、国立公園に指定されている瀬戸内海に面しており、その区域には、多島美をはじめ、渋川海岸に代表される白砂青松等の優れた自然景観や、アマモ場や干潟等の生物にとって重要な生息環境を有している。また、ノリ、カキの養殖及び底びき網等の漁業が営まれる恵み豊かな海域として、そして海水浴場やキャンプ場等のレクリエーション活動の場として、県民共有の財産となっている。

一方で、県内各地から河川を通じて流入する多様なごみ等は、その一部が漂流し、海岸に漂着して景観の悪化、利用の支障となったり、海底に堆積して漁業に影響を及ぼすなど、貴重な自然環境を保全する上での課題となっている。

本県では、これまで、地域住民、民間団体、国、県及び市町村等の多様な主体による清掃等の取組が行われているが、海岸漂着物等※は継続して発生しており、今後も自然景観、自然環境への影響が懸念されている。

このため、本県では、平成19年に県及び市町村から構成される「岡山県海ごみ対策県市町村連絡調整会議」（以下「連絡会議」という。）を設置し、共同して海ごみ対策を検討する取組を進めてきた。また、国においては、平成21年に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）が制定され、海岸漂着物の対策が図られることとなった。今般、漂流ごみ及び海底ごみの対策も推進されることとなったことから、海岸漂着物処理推進法等に基づき、海岸漂着物等の円滑な回収・処理と効果的な発生抑制を多様な主体との役割分担と連携、協力を通じて、総合的かつ効果的に推進し、良好な景観及び環境の保全を図ることを目的として、「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定する。

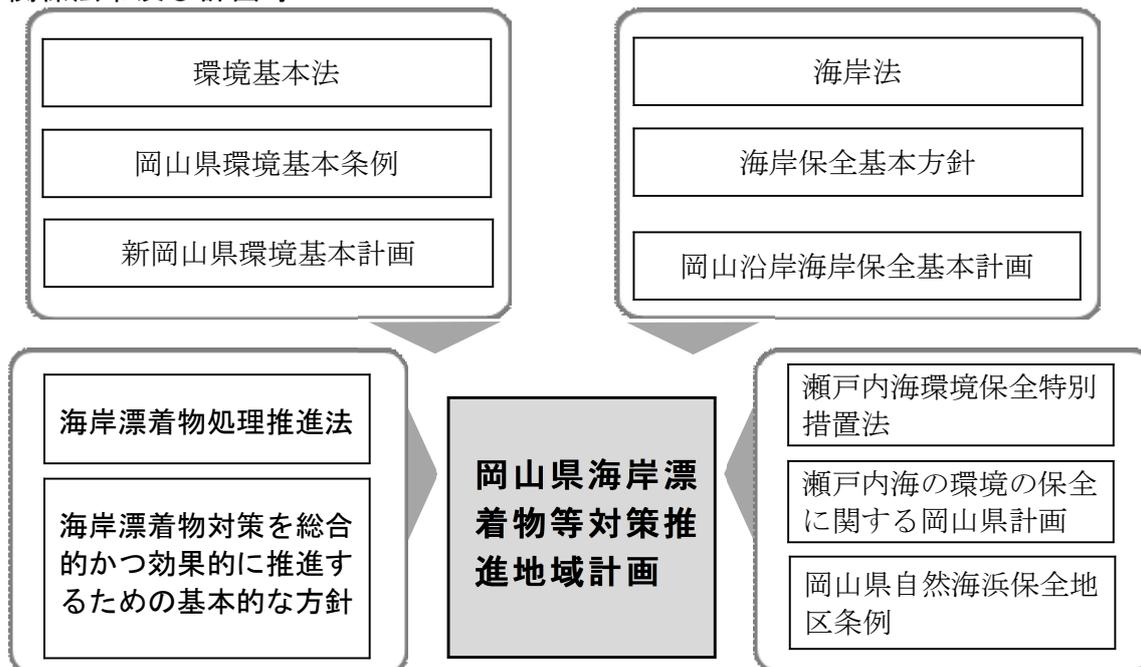
※本計画において対象とする海岸漂着物等とは、海岸に漂着又は散乱しているごみ等である海岸漂着物、漂流物である漂流ごみ及び海底の堆積物（水底土砂は除く。）である海底ごみとする。

### 2 計画の位置付け

本計画は、本県が海岸漂着物等の対策を推進するための地域計画である。

本計画は、本県の海岸及び海域における良好な景観及び環境の保全を図るため、海岸漂着物等に係る対策の基本的な方針や課題解決の方向性を示すものであり、関係法令及び計画等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）や市町村の関係条例・計画に基づく施策等と調整を図りながら進めるものとする。

## 関係法令及び計画等



### 3 計画の基本的な考え方

計画策定に当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- ・ 海岸漂着物等の実態を踏まえ、地域の課題を整理した上で、対策を検討する。
- ・ 国、県、市町村及び海岸管理者等が連携して、海岸漂着物等の円滑で、適正な処理を推進する。
- ・ 海岸漂着物等の現状を周知するとともに、普及啓発や環境学習等を通じて地域循環型社会の形成、不法投棄の防止、自然環境保全のためのマナー・モラルの向上を図り、海岸漂着物等の原因となるごみの発生を抑制する。
- ・ 海岸管理者等、国、県、市町村、民間団体、地域住民、事業者、学術機関等が適切な役割分担のもと、連携・協力して海岸漂着物等の対策を推進する。

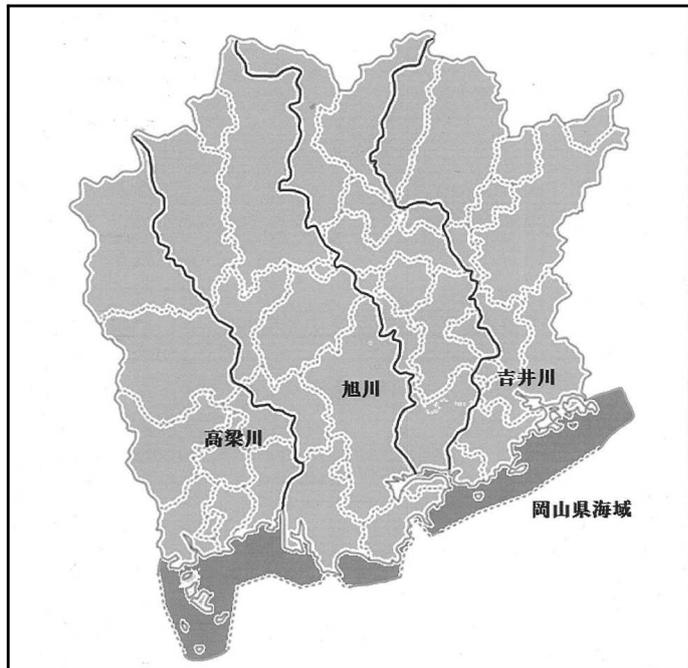
## 第2 県の状況と課題等

### 1 海岸等の特徴

本県の沿岸は、南に瀬戸内海を臨み、海岸線の総延長は約537km、海域の面積は約800km<sup>2</sup>（瀬戸内海全域の約3.4%）となっている。その大部分は、我が国で最初に国立公園として指定された瀬戸内海国立公園であり、穏やかな海と大小の島々からなる多島美に美しく彩られた景観が広がっている。

また、陸域には、中国山地を源流とする三大河川（東から吉井川、旭川、高梁川）に代表される豊かな水流が形成されており、その流れは県北部から中部、そして南部を経て、瀬戸内海へと注いでいる。

岡山県海域と三大河川



## (1) 自然的特徴

### ア 海岸及び海域の特徴

#### (ア) 気象・潮流

沿岸部は、その地理的条件から安定的な瀬戸内海式気候に属しており、年間を通じて温暖で、降水量、降水日数は少ない。

また、その海域は、紀伊水道と豊後水道から流入する外洋水が笠岡市神島付近で接しているため干満差が大きく、点在する多くの島々と海底地形により、潮流は早く、複雑な流れとなっている。

#### (イ) 国立公園等

##### a 国立公園

瀬戸内海国立公園は、昭和9年に我が国最初に指定（本県の指定状況【資料1】参照）された国立公園の一つであり、県の海域のほぼ全域が属している。

##### b 自然海浜保全地区

瀬戸内海自然海浜の保全とともに海水浴等のレクリエーション利用を図るため、自然海浜保全地区として8箇所海浜を指定している（【資料2】参照）。

### (ウ) 景観資源等

沿岸部には、穏やかな海面と大小の点在する島々が織りなす多島美や国指定天然記念物等の名勝、古くからの港町景観といった史跡等数多くの景観資源が存在する。これらは、多くの人々が訪れる重要な観光資源ともなっている。

### (エ) 多様な生態系

沿岸部の自然植生は、ウバメガシ、モチノキやクロバイといった常緑広葉樹林と推定されるが、二次林としてアカマツの植林が進んでおり、現在では広葉樹林が増えつつある。

また、アッケシソウ群生地、塩性湿地、国指定天然記念物のカブトガニの繁殖地や水鳥の飛来地等の貴重な動植物の生息地もある。

### イ 流入河川の状況

本県の三大河川、吉井川、旭川及び高梁川は、水源となる中国山地から県域を北から南に貫流し、瀬戸内海へと注いでおり、河川延長が短く、急勾配なことが特徴である。

これら三大河川の流域を合わせると、県全面積の80%を占めることとなる。

## (2) 社会的特徴

### ア 人工構造物

#### (ア) 漁港・港湾施設

沿岸部には、26の漁港が点在しており、漁船漁業、ノリやカキの養殖等が営まれている。

また、38の港湾が整備されており、特に水島港は、国際拠点港湾として、県産業の玄関、また、国際貿易港として重要な役割を担っている。

#### (イ) 海岸保全施設

海水又は地盤の変動による被害から海岸を守るために指定された海岸保全区域内で、海岸管理者は必要に応じて海岸保全施設（堤防や護岸等）を整備している。

### イ 海水浴場及びレクリエーション施設等

沿岸には海水浴場が広く分布しており、多くの利用者が訪れている。

その他、沿岸部では各種マリンスポーツの利用があり、キャンプ場やヨットハーバー等の施設が広く分布し、レクリエーションの場となっている。

## 2 海岸漂着物の状況と課題

### (1) 海岸漂着物の状況

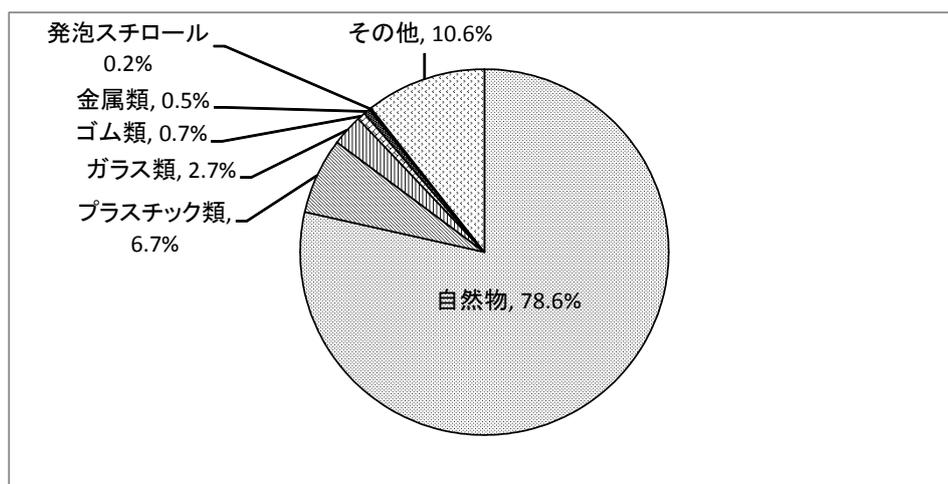
海岸漂着物について、本県では、平成27年度に県内の主な海岸138箇所を対象に「水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）（国土交通省他）」に準拠した調査を実施した。

目視により設定した概ね10m幅内の海岸漂着物を把握する分布状況調査を実施したところ、アシ等の自然物をはじめ、ペットボトル等のプラスチック、発泡スチロールの破片・かけら類、包装容器等の日常生活系ごみ類、漁具等が漂着しており、地域別に見ると、島しょ部では、本土側よりも多くの海岸漂着物が確認された。

また、平成27年9月に、県内4箇所の海岸（外輪海水浴場、西脇海水浴場、渋川海水浴場及び白石島海水浴場）において、分布状況が平均的である100㎡を調査対象として選定し、品目別に分類する組成分析調査を実施したところ、重量比の分類別割合では、自然物が78.6%、プラスチック類が6.7%、ガラス類が2.7%、ゴム類が0.7%、金属類が0.5%、発泡スチロールが0.2%という結果であった。

これらの海岸漂着物が海岸における景観や自然環境保全に悪影響を与えており、海岸利用の支障となっている。

#### 海岸漂着物の状況（重量比）



(出典：平成27年度組成分析調査結果)

### (2) 海岸漂着物対策の課題

海岸漂着物の回収については、地域住民やボランティア等により行われており、様々な取組が積極的に実施され、沿岸市等の協力により処理されている。

中でも毎年6月から7月にかけて、県内10箇所で実施されている瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会の海浜清掃活動「リフレッシュ瀬戸内」は、平成23年から27年までの間で、延べ数で16,142人もの参加があり、回収されたごみの総量も75.27tとなっている。

このような従来からの取組が不可欠なものとなっていることから、効果的に継続して進められるよう連携、協力が必要である。

一方で、島しょ部に海岸漂着物が多い要因としては、回収機会が少ないこと、回収困難場所があること、回収後の処理も困難であることが考えられる。

また、台風等の出水時に、陸域から流出した大量のごみが海岸に漂着し、その回収、処理も課題となっている。

こうした海岸漂着物には、大型のものや塩分を含んだものもあり、その回収、処理に多大な費用を要することも対策を進める上での支障となっている（漂流ごみ及び海底ごみにおいても同様）。

### 3 漂流ごみの状況と課題

#### (1) 漂流ごみの状況

漂流ごみについては、「平成26年度沿岸海域における漂流・海底ごみ実態調査（環境省）」（以下「沿岸海域調査」という。）によると、調査対象となった寄島沖の水島灘では、目視調査の結果、調査区域内でのごみの密度（個数/㎓）は7.5と、広島湾を除く瀬戸内海の他地域（密度20.0～32.0）より低いものであった。

また、沿岸海域調査では、「平成26年度沖合海域における漂流・海底ごみ実態調査（環境省）」（以下「沖合海域調査」という。）との比較によると、瀬戸内海では目視可能な漂流ごみ（プラスチックフィルム、発泡スチロール、その他石油化学製品）の浮遊密度（個/㎓）は14.1で、東シナ海、日本海、太平洋の他の海域（14.8～39.1）と比較して少ないと考えられている。

分類別割合では、人工物が大半を占め、プラスチックフィルムの割合が最も高く、続いて発泡スチロール、その他石油化学製品の順であった。

一方で、水島灘を含む近隣海域における国土交通省回収船の回収結果では、草木類、海藻類等天然物の割合が大半を占めるという結果となっている。

#### (2) 漂流ごみ対策の課題

漂流ごみについては、漁業者、海面アダプト事業として海面の利用機会が多い海洋レジャー関係の団体等が、ボランティアとして海面の清掃美化活動を実施し、沿岸市等の協力により処理されている。

このような従来からの取組が不可欠なものとなっていることから、効果的に継続して進められるよう連携、協力が必要である。

### 4 海底ごみの状況と課題

#### (1) 海底ごみの状況

海底ごみについても、沿岸海域調査によると、調査対象となった水島灘及び牛窓沖の播磨灘北部（西）とともに、回収分類調査の結果、回収量（kg、単一で重量の大きい個体を除外）は、それぞれ202.8、195.1で、愛媛県東部と香川県西部間の海域、広島湾（南）（それぞれ221.4、216.7）に続き多いものであった。

また、沿岸海域調査では、沖合海域調査等との比較によると、瀬戸内海では、海底ごみは、他の海域と比較して多いと考えられている。

分類別割合では、水島灘はプラスチック類の割合が最も高く、続いて金属類、布類、ガラス・陶磁器類、ゴム類の順であった。同じく、牛窓沖もプラスチック類の割合が最も高く、続いてゴム類、ガラス・陶磁器類、金属類、布類の順であった。

一方、「海底ごみ適正処理体制構築事業フォローアップ調査（平成26年3月 岡山県）」では、岡山県海域には200tの回収可能な海底ごみが堆積していると推計している。

## (2) 海底ごみ対策の課題

海底ごみについては、漁業者が、日常の操業で引き上げたものを持ち帰り、沿岸市等の協力により運搬・処理が行われている。

このような従来からの取組が不可欠なものとなっていることから、効果的に継続して進められるよう連携、協力が必要である。

また、海底ごみについては、回収・運搬・処理についての責任の所在が明確にされていないという課題がある。

## 5 発生抑制の取組と課題

### (1) 発生抑制の取組

海岸漂着物等の発生抑制については、これまでリーフレット「美しい海を守るために」（平成26年度）の作成・配布やテレビ、ラジオ等のメディアの活用、県ホームページ、フェイスブックの掲載等による普及啓発を実施してきた。

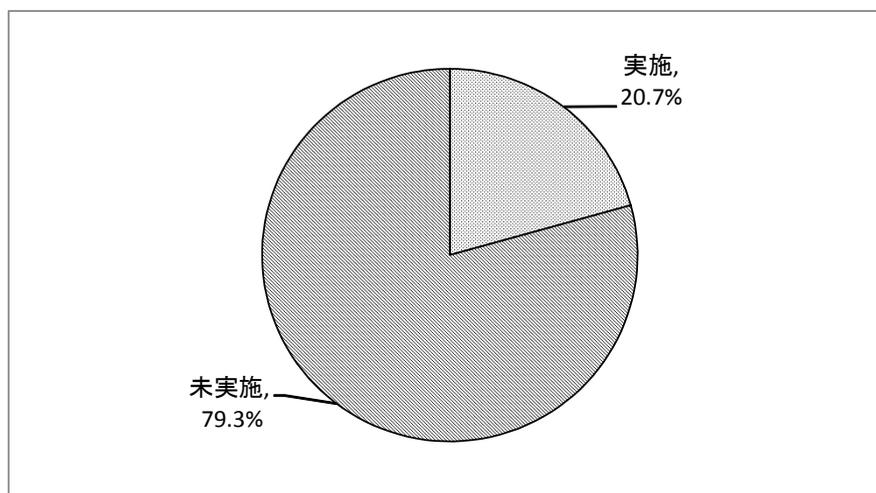
### (2) 発生抑制対策の課題

平成27年度に、国、県及び市町村に対して実施した「海ごみに関するアンケート」（以下「アンケート」という。）は次のような結果であった。

#### ア 海岸漂着物等に係る啓発実施状況

アンケートによると、国、県及び市町村による海岸漂着物等の現状及び発生抑制に係る周知の実施状況についての質問に対する回答は、79.3%で未実施となっている。

#### 海岸漂着物等の周知実施状況

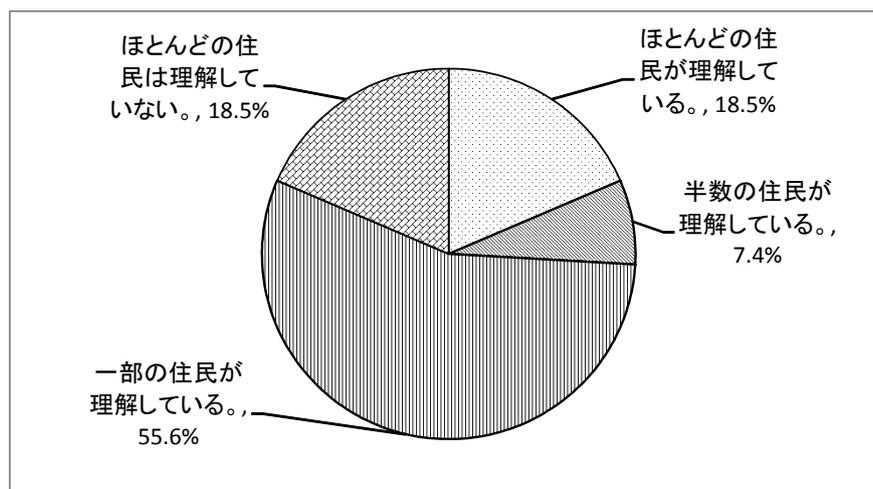


(出典：平成27年度海ごみに関するアンケート結果)

#### イ 海岸漂着物等についての住民理解度

アンケートによると、市町村の海岸漂着物等の現状に関する住民理解度についての質問に対する回答は、ほとんどの住民が理解していないと認識しているとする割合は18.5%、一部の住民が理解しているとするのが55.6%であり、住民理解度は高くないといえる。

## 海岸漂着物等の住民理解度



(出典：平成27年度海ごみに関するアンケート結果)

このことから、海岸漂着物等の現状やその対策の必要性については、十分な周知が図られていると言える状況にはないといえる。

海岸漂着物等は、陸域から河川を通じて瀬戸内海に流入する日常生活系のごみが含まれていると考えられることから、その影響下にある沿岸部だけではなく、県下全域において海岸漂着物等についての周知を進め、その対策を啓発するなど、ごみの発生抑制に取り組むことが必要である。

### 第3 基本方針

本県における海岸漂着物等の対策の取組を進めていく上で、関係者が一体となって取り組んでいけるよう、その方向性を分かりやすく示すため、次の方針を設定する。

#### 基本方針

地域における循環型社会の実現を進め、県民共有の財産である美しく恵み豊かな瀬戸内海をみんなで守り、未来の世代へとつなげる。

**地域から、川から、海から  
ごみをなくすために、私たちができることで、  
美しく恵み豊かな瀬戸内海を未来へつなぐ**

## 第4 重点区域の設定

### 1 基本方針

本県の海岸及びその海域における良好な景観と環境の保全を実現するため、次の基準により、海岸漂着物等の対策を推進する区域として重点区域を設定する。

### 2 設定基準

#### (1) 海岸区域

##### ア 重点区域の設定

海岸漂着物の回収・処理対策を推進するため、次の設定項目に基づき海岸区域に重点区域を設定する（【資料3】参照）。

		項目
設定基準	自然条件	(景観) ・ 国立公園：特別地域、普通地域 ・ 自然景観資源（自然環境保全基礎調査（環境省）） (環境保全) ・ 自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法） ・ 野生動物・天然記念物生息地（自然環境保全基礎調査（環境省））
	社会条件	・ 海水浴場 ・ キャンプ場 ・ ヨットハーバー ・ 海岸保全施設 ・ 港湾、漁港
	地理条件	・ 島しょ部
	海岸漂着物集積地	・ 海岸漂着物の集積
	施策箇所	・ 自治体による対策の実施

##### イ 特に対策を推進する区域の設定

重点区域の内、特に対策を推進する優先度の高い区域を設定する（【資料4】参照）。

		項目
設定基準	自然条件	(景観) ・ 国立公園：特別地域 ・ 自然景観資源（自然環境保全基礎調査（環境省）） (環境保全) ・ 自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法） ・ 野生動物・天然記念物生息地（自然環境保全基礎調査（環境省））
	社会条件	・ 主な海水浴場 ・ 主なキャンプ場 ・ ヨットハーバー
	地理条件	・ 島しょ部

(2) 海域

漂流ごみ及び海底ごみには、流動性が高いものがあり、海域を区分しての対策は困難であることから全海域を重点区域として設定する。

(3) 陸域

本県において回収される海岸漂着物等は、日常生活系のごみが含まれている。このことは、県内各地域で発生したごみが、水路や支流から三大河川等に流出し、それらを通じて瀬戸内海に流入しているためであると考えられる。

このことから、全県下でごみの発生抑制に取り組まなければ効果が期待できないため、県の陸域の全てを重点区域として設定する。

## 第5 海岸漂着物等の対策

### 1 円滑な回収・処理の推進

海岸漂着物等が集積することにより、海岸・海域の保全に支障が生じている場合には、まず、海岸漂着物等の処理を速やかに進め、その保持を図ることが必要である。

そのためには、これまで行われてきた清掃活動等の取組を推進するとともに、関係者が適切な役割分担と連携、協力を通じて、より効果的、円滑な回収・処理を進めていくものとする。

#### (1) 海岸漂着物の回収・処理の推進

##### ア 海岸管理者の管理等

海岸管理者は、管理する海岸の状況を把握し、その清潔な状態が保持されるよう、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物の処理のために必要な措置を講ずるものとする。海岸管理者ではない、海岸における土地の占有者（占有者がいない場合は実際に管理を行っている者）は、その占有し、又は管理する土地が清潔に保たれるよう努めるものとする。また、関係者と連携、協力し、回収・処理を進めていくものとする。

市町村は、海岸漂着物の回収・処理に関し、必要に応じて海岸管理者に協力するものとする。

##### イ 沿岸市の要請

県南部7市からなる沿岸市は、海岸管理者が管理する海岸における土地等の海岸漂着物に起因して、地域住民の生活等に支障が生じていると認められたときは、当該海岸管理者に必要な措置を講ずるよう要請することができるものとする。

##### ウ 適正処理

回収された海岸漂着物について、廃棄物処理法の規定に基づき、適正に収集、運搬及び処理を行うものとする。

県及び市町村は、海岸漂着物が不法投棄等によって発生し、かつ原因者の特定が可能な場合は、当該原因者の責任において適正処理が行われるよう必要な措置を講ずる。また、県及び沿岸市は、災害等に起因し大規模に漂着した流木やごみ等の海岸漂着物の処理については、国の災害関連事業を活用し、速やかに処理するよう努めるものとする。

#### エ 技術的助言

県は、海岸漂着物の円滑な処理が推進されるよう、海岸管理者や市町村に必要なに応じて海岸漂着物の処理に必要な情報の提供、技術的支援を行うとともに、情報収集や協議調整を実施する。

#### オ 他府県との連携

県は、海岸漂着物が他府県から流出したものであることが明らかであると認めるときは、当該府県に対して、海岸漂着物の処理及び発生抑制等に関して協力を求め、対策の協力を求められた場合には、海岸漂着物の処理及び発生抑制のために必要な措置を講じるとともに、そのための連携を図る。

### (2) 漂流ごみと海底ごみの回収・処理の推進

#### ア 漂流ごみと海底ごみの回収・処理

漂流ごみについては国等による回収・処理とともに、海底ごみを含めて、漁業者やボランティア等により回収され、処理については沿岸市等の協力により行われている。

この取組が継続されるよう、関係者の役割分担と連携、協力による効果的な実施が図られるよう検討を進め、漂流ごみ及び海底ごみの円滑な回収、処理を推進する。

#### イ 適正処理、技術的助言及び他府県との連携

漂流ごみと海底ごみについても、その処理に当たっては、適正処理については(1)のウに、技術的助言については同エに、そして他府県との連携については同オに準じて実施する。

## 2 発生抑制の推進

海岸漂着物等の対策の推進には、それ自体を発生させないとする取組が重要で、効果的であるといえる。

本県の海岸漂着物等には、地域で日常生活に伴って発生するごみが河川から瀬戸内海へとつながる水の流れを通じて流入しているものが含まれていると考えられる。その発生状況は、アンケートの結果が示すように、海域の環境の保全に対する県民の理解度を反映しているともいえる。

この問題の解決のためには、海岸を有する地域のみならず、県下全ての地域において、県民が自らの課題であるとの認識に立ち、発生抑制に取り組むよう意識の向上を図ることが重要である。

これらのことを踏まえ、県下全域において海岸漂着物等に係る発生抑制の取組を推進する。

#### (1) 県民への普及啓発

海岸漂着物等の発生抑制の取組が進んでいない要因としては、アンケートによると、県下の多くの地域において、県民の理解度が進んでいないためであると考えられることから、その周知を図る取組を推進する。

国、県及び市町村は、インターネット等を活用した広報や、意識啓発の機会の創出に努めるとともに、民間団体等と連携、協力し、より効果的な普及啓発を検討する。

特に、海岸漂着物等の削減のためには、沿岸部以外で発生するごみも河川等を通じて海域に流入し、海岸漂着物等となることを広く情報発信し、県下全域で取り組むことが重要であり、様々な機会を捉え、県民理解を促すことが必要である。

また、海岸漂着物等の発生状況や原因の実態を把握することも重要であり、県及び市町村は、必要な調査や情報収集を実施し、これらの情報を広く共有できるように努める。

#### (2) 3Rの推進による循環型社会の形成

海岸漂着物等には、県民の日常生活に伴って発生するごみが含まれていることから、県民一人ひとりがごみの排出量削減に努めるよう取組を推進する。

そのために、県及び市町村は、循環型社会形成推進基本法の基本原則にのっとり、県民や事業者等とともに、マイバッグを持参し、レジ袋を減らす等ごみになるものを減らす(リデュース【発生抑制】)、リターナブルなものを選ぶ等繰り返し使える物を再使用する(リユース【再使用】)、リサイクル製品を選んで使う等ごみを分別して再利用する(リサイクル【再生利用】)3Rの取組や、岡山県エコ製品、岡山エコ事業所の普及を進め、循環型社会の実現を通じてごみの発生抑制に努める。

#### (3) 不法投棄の防止等

海岸漂着物等には、投棄されたごみも含まれていると考えられることから、不法投棄を防止する取組を推進する。

県及び市町村は、不法投棄は生活環境を壊す行為であり、法律で禁止されていることを普及啓発するほか、パトロール等の監視活動、早期発見、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施により不法投棄防止対策を図る。

また、廃棄物処理法に基づく適正な処理の徹底と、環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上を図り、ごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出に努める。

#### (4) ごみ等の河川及び海域への流入防止

海岸漂着物等には、地域から河川を通じて海域に流入しているごみ等が含まれると考えられることから、県民等の所有物の流出又は飛散の防止を徹底する取組を推進する。

また、特に、大雨等の災害発生時に流出する工作物、流木、放置材等は、海域に達した場合、回収、処理が困難なものとなっていることから、県及び市町村は、県民等の所有物や管理する土地を適正に維持・管理することに関して必要な助言及び指導に努める。

### (5) 環境学習の推進

海岸漂着物等の抑制には、県民の理解が不可欠であることから、海岸漂着物等についての県民の理解が進むよう環境学習の取組を推進する。

県及び市町村は、県民等の理解が深まり、一人ひとりが当事者意識を持って、自主的な実践が図られるよう、清掃活動等への参加や海岸漂着物等に関する情報の提供、そのために必要な機会の創出に努める。

### (6) 清掃活動の推進

県及び市町村は、民間団体等と連携、協力して、これまでの清掃活動が継続され、より幅広い参画が得られ、効果的に実施でき、併せて県下全域において海岸漂着物等の発生抑制を目的とした活動となるよう取組を推進する。

また、清掃活動は、海岸漂着物等に関する理解の向上にもつながる環境学習の場となるよう配慮した活動とするように努める。

## 3 多様な主体との役割分担と連携の確保

海岸漂着物等の対策を効果的に推進するためには、国、県、海岸管理者、市町村、民間団体、県民、事業者、学術機関、海岸利用者及び海域で活動をする者等の多様な主体が、それぞれの立場を理解した上で、適切な役割分担の下、情報共有し、相互に連携、協力して取り組むものとする。

#### 基本的な役割分担

主体	役割
国	<ul style="list-style-type: none"><li>・海岸漂着物等対策の推進のための財政上の措置</li><li>・地方公共団体との情報共有、連携の推進</li></ul>
県	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域計画の管理</li><li>・国、他府県、市町村及び関係者との連携の推進</li><li>・海岸漂着物等の対策に関する情報の収集</li><li>・海岸漂着物等の対策に関する情報の発信</li><li>・適正処理・発生抑制についての普及啓発</li><li>・不法投棄に対する適切な対応と廃棄物処理法の適切な運用の推進</li><li>・環境学習の推進</li></ul>
海岸管理者	<ul style="list-style-type: none"><li>・管理する海岸等の清潔な保持のため必要な措置</li><li>・管理する海岸等の漂着状況の把握及び関係者との連携</li></ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"><li>・海岸管理者との連携と海岸漂着物等の処理への協力</li><li>・海岸漂着物等の情報収集と関係者や住民への情報提供</li><li>・住民や事業者等への清掃活動の参加の呼びかけ、連絡調整</li><li>・適正処理・発生抑制についての普及啓発</li><li>・不法投棄に対する適切な対応と廃棄物処理法の適切な運用の推進</li><li>・環境学習の推進</li></ul>

民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的な清掃活動の実施</li> <li>・環境学習や3R推進活動を通じての海岸漂着物等の対策やごみの減量に対する地域の理解促進</li> <li>・ネットワークや清掃活動の経験を活かした各主体との連携</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄の防止、自然環境保全のためのマナー・モラルの徹底</li> <li>・3R推進活動の実践とごみの発生抑制の取組</li> <li>・清掃活動への参加</li> <li>・適正な処理の実施</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3R推進活動の実践とごみ発生抑制の取組</li> <li>・環境負荷の低い製品、サービスの提供</li> <li>・清掃活動への参加</li> <li>・適正な処理の実施</li> </ul>
学術機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的情報の提供</li> <li>・環境教育と実践活動の実施</li> </ul>
海岸利用者・ 海域で活動する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄の防止、自然環境保全のためのマナー・モラルの徹底</li> <li>・清掃活動の実施</li> <li>・適正な処理の実施</li> </ul>

## 第6 その他対策の推進に必要な事項

### 1 地域計画の推進体制

本県では、連絡会議により、多様な主体との連携、協力を通じ、国の財政支援措置を活用し、計画に基づく対策を推進する。

### 2 モニタリングの実施等

県及び市町村は、海岸漂着物等対策を推進するために、海岸漂着物等の状況、対策の実施に係る情報収集及び必要な調査を実施する。また、その手法についても検討を進める。収集された情報については、連絡会議において情報共有するとともに、広く周知にも努める。

### 3 災害等における対応

台風、地震等による災害に起因する海岸漂着物等が発生した場合、又は危険物が漂着した場合には、国、県、市町村及び海岸管理者が緊密に連携し、回収・処理に努めるものとする。

### 4 計画の見直し

本計画は、その取組状況、国の施策動向、社会情勢の変化を勘案し、適宜検証し、必要に応じて見直しを行う。

【資料 1】 瀬戸内海国立公園の状況

単位：ha

特別地域				普通地域	公園面積 (陸域のみ)
特別保護地区	第1種	第2種	第3種		
0	46	2,500	943	1,474	4,963

(出典：環境省 HP)

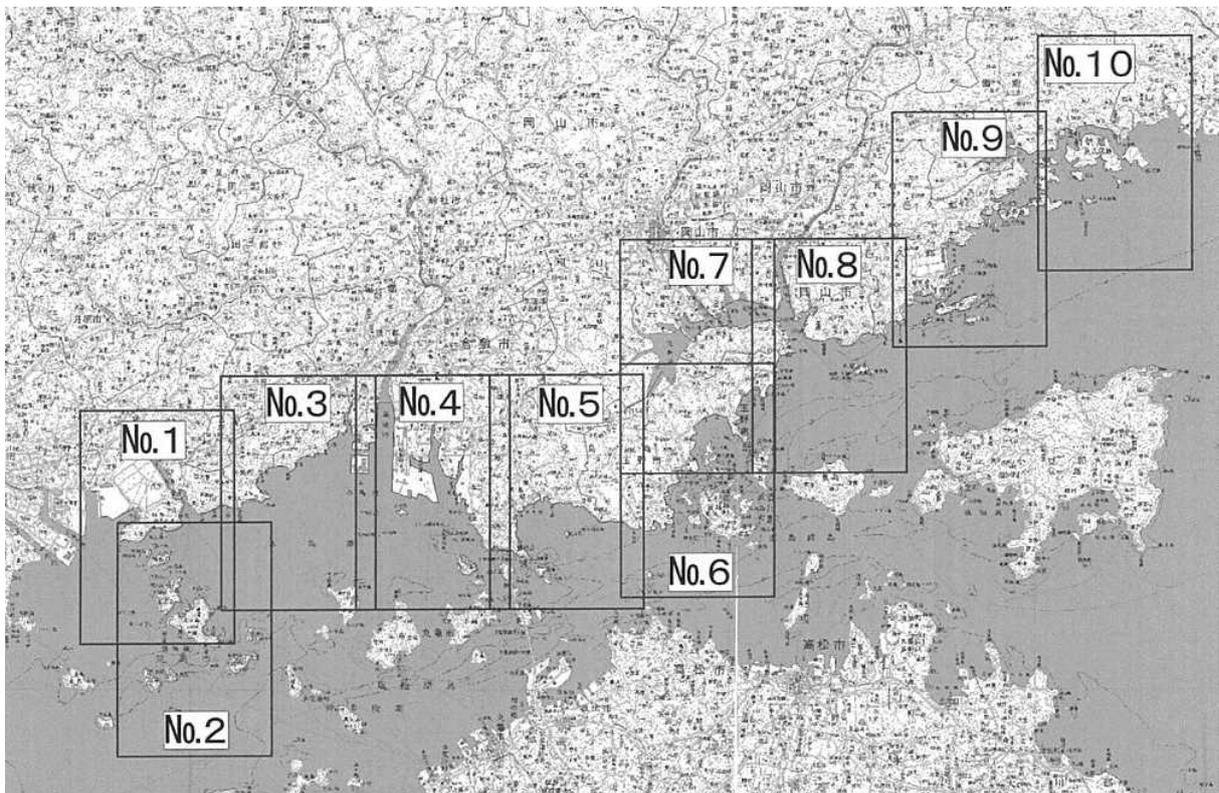
【資料 2】 自然海浜保全地区

(平成 26 年度末現在)

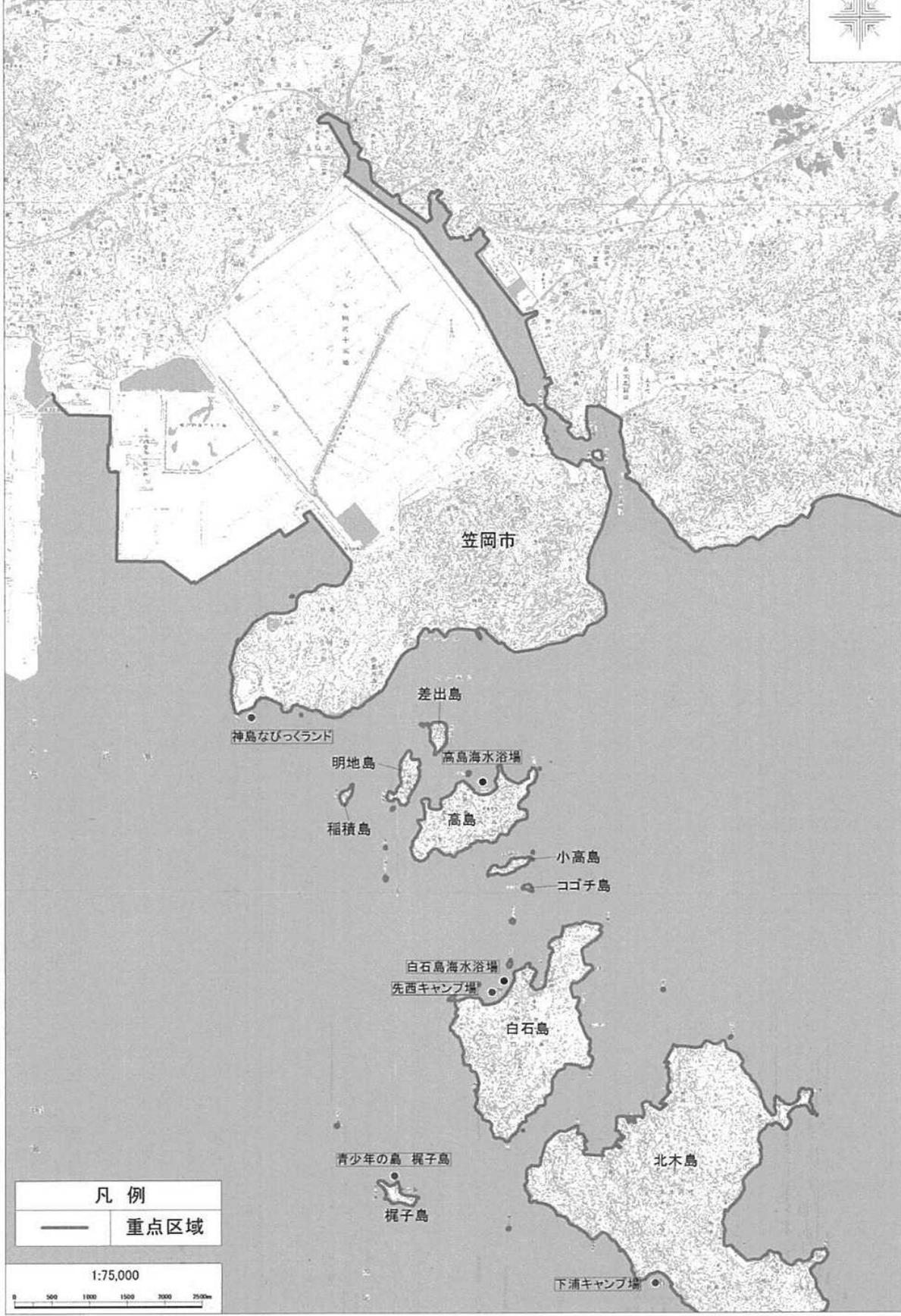
地区名称	所在地	指定告示
西脇自然海浜保全地区	瀬戸内市牛窓町鹿忍	昭和57年3月26日付け 岡山県告示第328号
宝伝自然海浜保全地区	岡山市東区宝伝	〃
銚島自然海浜保全地区	玉野市番田	〃
北木島楠自然海浜保全地区	笠岡市北木島町	〃
北木島西の浦自然海浜保全地区	笠岡市北木島町	〃
沙美東自然海浜保全地区	倉敷市玉島黒崎	昭和58年3月22日付け 岡山県告示第279号
前泊海岸自然海浜保全地区	瀬戸内市邑久町福谷	〃
唐琴の浦自然海浜保全地区	倉敷市児島唐琴	昭和59年3月27日付け 岡山県告示第289号

(出典：岡山県 HP)

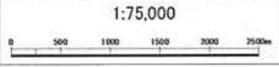
【資料 3】 重点区域図



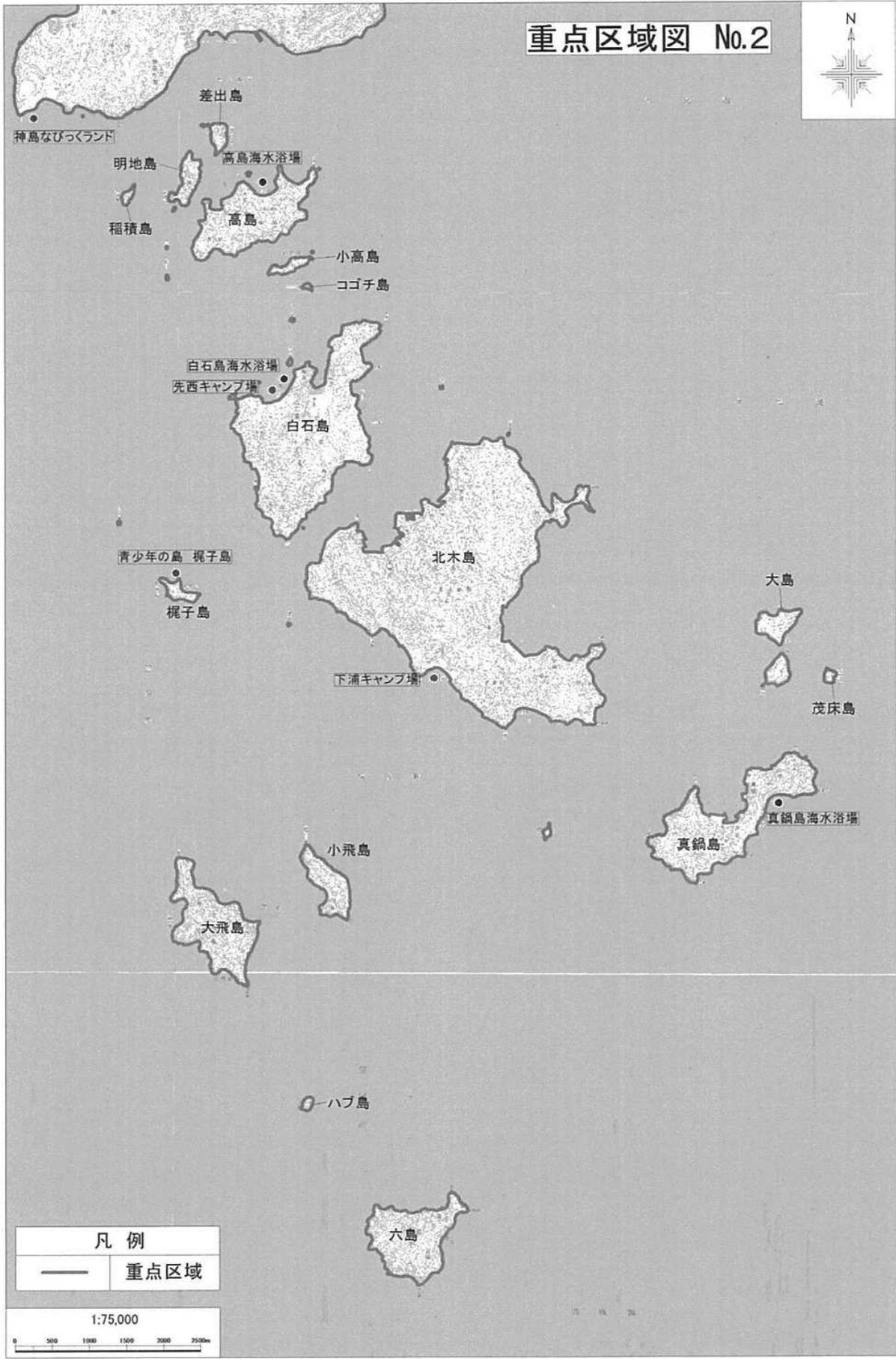
重点区域図 No.1



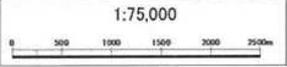
凡例	
	重点区域



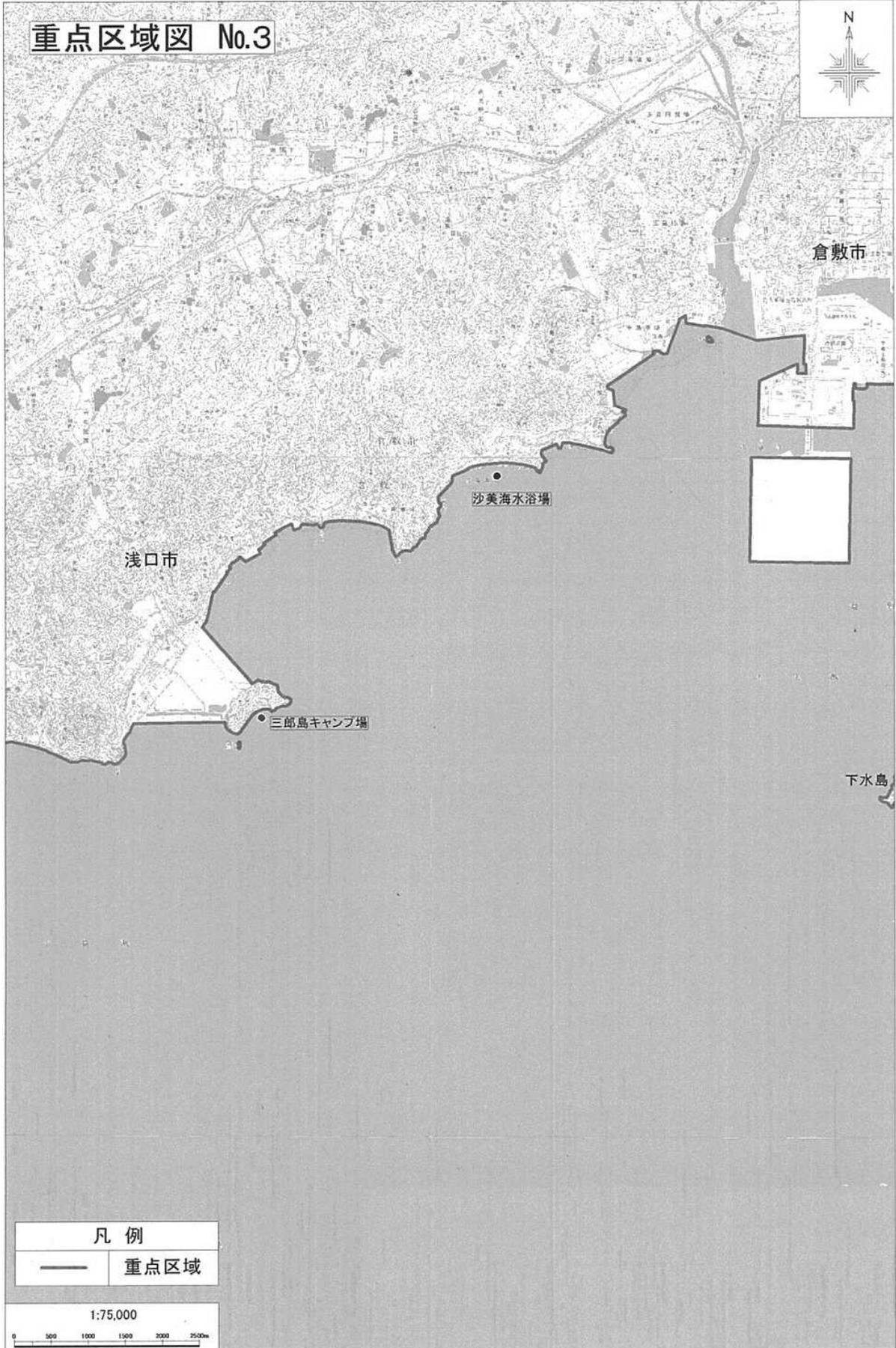
# 重点区域図 No.2



凡例	
	重点区域



重点区域図 No.3



倉敷市

沙美海水浴場

浅口市

三郎島キャンプ場

下水島

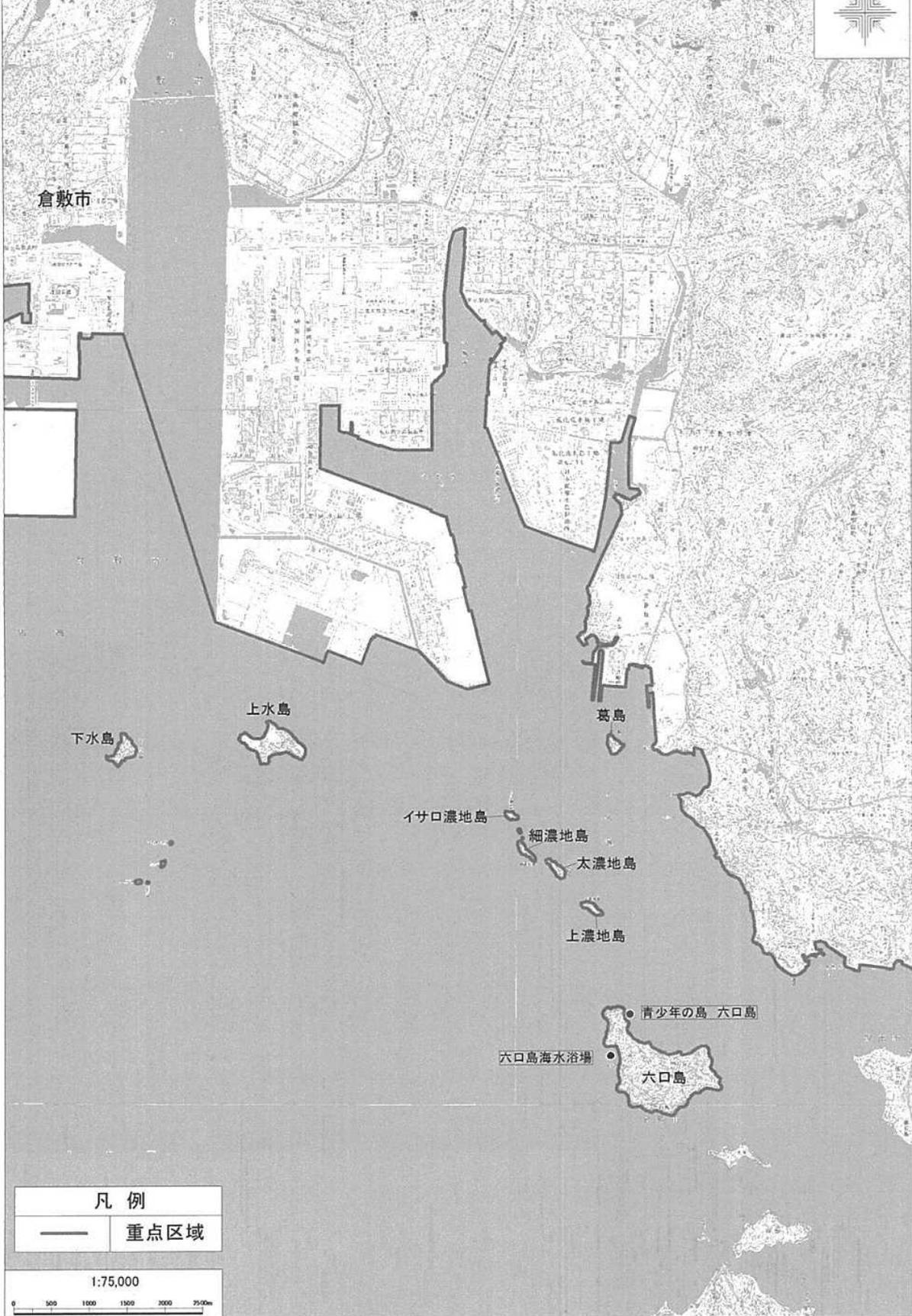
凡例

— 重点区域

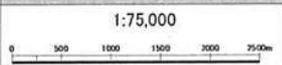
1:75,000

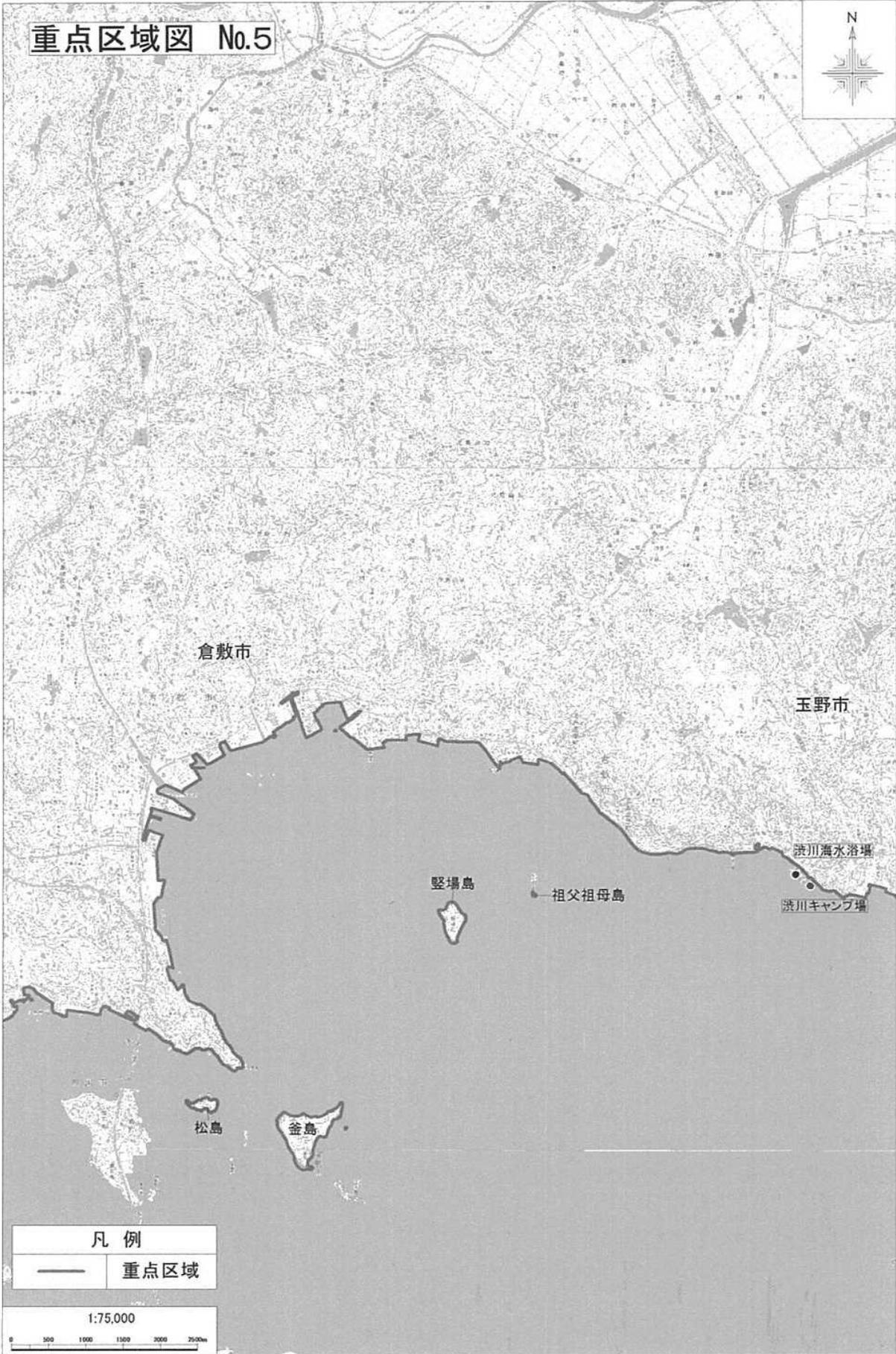


# 重点区域図 No.4



凡例	
	重点区域











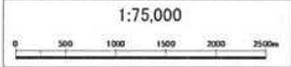
重点区域図 No.9



# 重点区域図 No.10



凡例	
	重点区域



【資料4】特に対策を推進する区域一覧

番号	市町村名	区域名1	区域名2	設定基準						
				自然条件				社会条件	地理条件	
				(景観) 国立公園特別地 域	(景観) 自然景観資源	(環境保全) 自然海浜保全地 区	(環境保全) 野生動物・天然 記念物生息地	海岸利用	島しょ部	
1	笠岡市	笠岡諸島	高島_全域	特別地域(一部)	多島海	—	サギ類営巣地	—	島しょ部	
			白石島_全域							
			北木島_全域	—	多島海 海食崖	自然海浜保全地 区(北木島橋・北 木島西の浦)	—	—		白石島海水浴場
			真鍋島_全域							
			大飛島_全域							
			小飛島_全域	特別地域	多島海	—	—	—		—
			梶子島_全域							
			六島_全域							
			明地島、稲積島、 差出島、小高島、 コゴチ島、ハブ島、 全域	特別地域(一部)	多島海	—	—	—		—
その他の島										
2	神島区域	神島地区	—	海食崖	—	—	—	—		
3	カブト 東区域	太陽の広場周辺	—	—	カモ類渡来地 下流にカブトガニ 繁殖地	—	—	—		
4	夏目区域	笠岡市 神島～西 大島の間の海岸 等	特別地域(一部)	—	カモ類渡来地 カブトガニ繁殖地	—	—	—		
5	大島中区域	大島中地区	—	—	—	—	—	—		
6	浅口市	寄島区域	三郎島周辺	特別地域(三郎 島、青佐鼻～大 島中)	—	—	—	—	—	
7	玉島黒崎区 域	沙美海水浴場周 辺	—	—	自然海浜保全地 区(沙美東)	—	沙美東海水浴 場、沙美海水浴 場	—		
8	倉敷市	水島諸島	六口島_全域	特別地域	多島海	—	—	—	島しょ部	
			高島_全域							
			細濃地島_全域							
			その他の島	特別地域(一部)						
9	児島通生区 域	通仙園	—	—	—	—	—	—		
10	大島・下津 井・田之浦区 域	久須美鼻周辺	特別地域	—	—	—	—	—		
11	児島区域	壱場島、釜島、松 島_全域	—	—	—	—	—	島しょ部		
12	児島唐琴区 域	唐琴地区	—	—	自然海浜保全地 区	—	—	—		
13	大槌区域	大槌島	特別地域	—	—	—	—	島しょ部		
14	玉野市	洪川区域	洪川海水浴場周 辺	特別地域(玉野 市日比～倉敷市 児島唐琴町)	—	—	—	洪川海水浴場	—	
15	石島区域	石島	—	—	—	—	—	島しょ部		

番号	市町村名	区域名1	区域名2	設定基準						
				自然条件			社会条件	地理条件		
				(景観) 国立公園特別地 域	(景観) 自然景観資源	(環境保全) 自然海浜保全地 区	(環境保全) 野生動物・天然 記念物生息地	海岸利用	島しょ部	
16	玉野市	沼・後閑区域	出崎海水浴場周 辺	特別地域	—	—	—	—	—	
			その他の島						島しょ部	
17		銚島区域	銚島周辺	—		自然海浜保全地 区		—	—	
18	岡山市	児島湾区域	児島湾	—	—	—	カモ類渡来地、シ ラウオ、シロウオ	—	—	
19		宝伝区域	宝伝海水浴場			自然海浜保全地 区	—	宝伝海水浴場		
20	瀬戸内市 ～岡山市	牛窓諸島	前島_全域	—	多島海	—	サギ類営巣地	サンビーチ前島	島しょ部	
			黒島_全域	特別地域				—		
			黄島_全域					—		
			青島_全域	—				—		—
			犬島_全域	—				—		犬島海水浴場、 犬島キャンプ場
			その他の島	特別地域(一部)				—		—
21	瀬戸内市	牛窓区域(鹿 忍区域)	西脇海水浴場	—	—	自然海浜保全地 区	—	西脇海水浴場	—	
22		牛窓区域(牛 窓ヨットハー バー)	牛窓ヨットハー バー	—				牛窓ヨットハー バー		
23		牛窓区域(牛 窓海水浴場)	牛窓海水浴場	特別地域				—		牛窓海水浴場
24		尻海区域	錦海湾・白馬海 岸周辺	特別地域(一部)				—		カモ類渡来地
25	備前市 ～瀬戸内 市	備前 ～瀬戸内区 域	備前市日生ツブ ロ鼻 ～瀬戸内市邑久 町福谷猪ノ鼻	特別地域(一部)	溺れ谷	自然海浜保全地 区	—	—	—	
26	備前市	日生諸島	曾島_全域	—	多島海	—	—	—	島しょ部	
			鹿久居島_全域	特別地域(一部)	多島海 海食崖			—		
			頭島_全域	—	多島海			—		外輪海水浴場
			鴻島_全域	—				—		—
			大多府島_全域	特別地域(一部)	—			宮の下水水浴場		
			鶴島_全域	特別地域	—			—		
			その他の島	特別地域(一部)	—			—		